

熊本県立大学大学院文学研究科
博士前期課程 学位論文審査基準

【審査体制】

1. 論文審査の体制

論文の審査は、研究科内に学位審査委員会を組織し、審査にあたる。

2. 学位審査委員会の組織

学位審査委員会は、研究科博士前期課程での論文指導資格を有する教員の中から、主査 1 名、論文指導資格あるいは講義担当資格を有する教員の中から副査 2 名、によって構成する。なお、必要に応じて副査のうち 1 名を、学外から招くことができるものとする。

【評価基準】

1. 審査対象となる論文は、学術論文としての体裁や手法を正しく用いていること。
2. 審査対象となる論文は、先行研究を踏まえ、独自性、新規性が認められるものであること。
3. 審査対象となる論文は、テーマや内容に発展の可能性が認められること。

以上について、総合的に判断する。

【評価方法】

1. 審査委員会において、上記評価基準に基づき審査を行う。
2. 審査に当たっては、口頭試問を行う。
3. 研究科委員会において、審査委員会の報告を基に審議を行い、学位授与の可否を決定する。

【関係規則】

- 熊本県立大学大学院学則
- 熊本県立大学学位規程

熊本県立大学大学院文学研究科
博士後期課程 学位論文審査基準

【審査体制】

1. 論文審査の体制

論文の審査は、研究科内に学位審査委員会を組織し、審査にあたる。

2. 学位審査委員会の組織

学位審査委員会は、研究科博士後期課程での論文指導資格を有する教員の中から、主査 1 名、副査 3 名によって構成する。なお、副査 1 名を学外からの専門家に代替することができる。

【評価基準】

1. 審査対象となる論文は、先行研究から見て、独自性、新規性が指摘されるものであること。
2. 審査対象となる論文は、論理的かつ分析的で、学術的な価値の高いものであること。
3. 審査対象となる論文は、その専門の学界において高く評価されるものであること。

以上について、総合的に判断する。

【評価方法】

1. 審査委員会において、上記評価基準に基づき審査を行う。
2. 審査に当たっては、口頭試問を行う。
3. 研究科委員会において、審査委員会の報告を基に審議を行い、学位授与の可否を決定する。

【関係規則】

- 熊本県立大学大学院学則
- 熊本県立大学学位規程